

生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金交付要綱

令和 7 年 8 月 1 9 日
福祉保健部医療政策課
長寿介護課
健康増進課

(趣旨)

第 1 条 県は、医療施設等の人材確保が喫緊の課題となっている中で、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善を図るため、「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和 7 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 5 号厚生労働省医政局長通知。以下、「国実施要綱」という。）の別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」中の「1. 生産性向上・職場環境整備等支援事業」に基づき対象機関が実施する取組に要する経費について、当該機関に対し、予算で定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の国庫補助について（令和 7 年 5 月 2 日付け厚生労働省発医政 0502 第 8 号厚生労働事務次官通知）別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱」、国実施要綱及び補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 7 年 3 月 31 日時点で別表 1 に掲げる診療報酬のベースアップ評価料を届け出ており、交付申請日時点で稼働している病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションであること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額等は、別表 2 のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を減額して申請しなければならない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 第2条第3号に係る特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 交付申請を行うとき既に事業を完了している場合にあっては、規則第3条及び前2項の規定にかかわらず、同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は省略することができる。

4 前項の場合にあっては、規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 第2条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (4) 第2条第3号に係る特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の申請は、1施設につき1回限りとする。
- (2) この補助金と補助対象が重複する他の補助金等の交付を受けないこと。
- (3) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上(民間団体にあっては30万円)の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産があ

る場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に定める期間を経過するまで、保管すること。

- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 補助事業を行う者が前各号に規定する条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (11) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

（実績報告）

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第5条第3項の規定に該当するものとして、同条第4項の規定に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による報告があったものとみなす。

（書類の提出部数等）

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年8月19日から施行し、令和7年度の予算に係る生産性向上

・職場環境整備等支援事業費補助金から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

区分	ベースアップ評価料の区分
病院 有床診療所	0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 0102 入院ベースアップ評価料（医科） P102 入院ベースアップ評価料（歯科） 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）
無床診療所 訪問看護ステーション	0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

別表 2（第 3 条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4 補助額
生産性向上・職場環境整備等支援事業を実施するために令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に行った以下の取組に要する経費（<u>消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。</u>） (1) I C T 機器等の導入による業務効率化 タブレット端末、離床センサー、インカム、W E B 会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入 (2) タスクシフト／シェアによる業務効率化 医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア (3) 補助金を活用した更なる賃上げ 処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善	(1) 病院・有床診療所 許可病床数×40,000円 ただし、許可病床が 4 床以下の有床診療所は(2)に定める額とする。 (2) 無床診療所 1 施設×180,000円 (3) 訪問看護ステーション 1 施設×180,000円	10／10以内	第 1 欄に定める補助対象経費の実支出額に第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額と第 2 欄に定める補助基準額とを比較していずれか少ない額の範囲内で知事が別に定める額 （千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）